

五監公告第13号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年7月11日

五 泉 市 監 査 委 員

柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 措置を講じた団体等

指定管理者 株式会社 まごころネット

【五泉市障害者地域生活支援センター こすもすの家】

健康福祉課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の期間

平成29年4月27日～平成29年5月24日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
公の施設の管理にかかる指定管理者制度は、法令、条例、条例に基づく規則等の定めに従って行われなければならない。当該指定管理者の収入としての「利用料金」にかかる規定について、条例及び規則において整合性がなく、整備されていない状況が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。	五泉市障害者地域生活支援センター条例及び同管理運営規則における「利用料金」に係る規定について改正を行い、整備するとともに、適正な事務処理に努めてまいります。